

【別 表】

事業内容	事業実施主体	採 択 基 準 等	補助率等
<p>新型コロナウイルス感染症により影響を受けた出荷・販売等の経済活動の回復につながる新たな取組に係る経費に対し助成する。</p> <p>1 新たな販路の開拓や代替販路への出荷等            (1) 代替販路への出荷や販売促進活動に係る経費（ガソリン代を含む輸送費、直売に係る場所代、通信販売用ホームページ作成費、チラシ等販売促進資材作成費等）            (2) 商談会等への出展費（出展料、旅費、備品レンタル費、販売員日当、販売促進資材作成費等）            (3) 一時保管・貯蔵場所の確保に係る経費（冷蔵庫等の賃借料、輸送費等）</p> <p>2 出荷・販売できない農林水産物を使った新商品の試作・開発等            (1) 新商品の試作・開発に係る経費（調味料等を含む原材料費、開発委託費、パッケージデザイン費、加工施設使用料、成分分析費、加工・販売に必要な資格等取得に係る研修参加費等）            (2) 新商品の販売促進活動に係る経費（チラシ等販売促進資材作成費等）</p> <p>3 農産物の次期作への切り替え、畜産物の品質向上等            (1) 農産物の次期作へ切り替えるための準備、株養成及び土作り等に係る経費（農産物の廃棄等費用、種苗費、肥料費、防除費、資材費、株管理費等）            (2) 畜産物の品質向上に係る経費（家畜疾病防止のための消毒資材等経費、飼料給与技術・管理技術改善のための飼料分析、成分分析費等）</p> <p>4 その他事業の趣旨に照らして必要と認められるもの</p>	<p>新型コロナウイルス感染症によって出荷・販売等の経済活動に影響を受けた農林水産業者又は農林水産業者等が組織する団体</p>	<p>以下の全てを満たしていること。</p> <p>1 京都府内に主な生産・経営基盤を持つこと。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症によって出荷・販売等の経済活動に影響が生じていることを書面等により客観的に証明できること。</p> <p>3 普及指導員等による伴走支援のもと事業が実施できる体制であること。</p> <p>4 他の補助事業と重複した申請とならない事業であること。</p>	<p>1 補助率 2 / 3 以内</p> <p>2 補助上限額 1 事業実施主体あたり 200 千円</p>